

2025年度事業報告

自 2025年 1月 1日

至 2025年12月31日

2026年7月

一般社団法人大学監査協会

目 次

【会務の概況】

理事会 1 頁

総 会 2 頁

委員会 5 頁

【事業計画】 1 0 頁

【活動の概況】 1 0 頁

会議、研修会並びに研究会議 1 1 頁

刊行物 1 4 頁

【基準類】 1 5 頁

【研究成果】 1 5 頁

【会員の増減】 1 5 頁

【役員名簿 及び 役員の異動】 1 6 頁

【委員会等委員名簿】 1 7 頁

【会務の概況】

理事会

- 2月19日 第65回理事会 オンライン（ZOOMを使用）
 - I. 決議事項
 - 第1号 本協会の2024年度事業報告の承認について
 - 第2号 本協会の2024年度決算の承認について
 - 第3号 理事並びに監事の任期満了に伴う改選に関する件
 - 第4号 「会計監査人の選任及び評価基準の策定に関する監事監査実施基準」への基準名の変更について
 - 第5号 企画委員会、内部統制分科会、教学監査分科会並びに監事監査分科会の委員の選任について
 - 第6号 第31回総会議事次第案について
- 3月22日 第66回理事会 書面審議
※会長・副会長・専務理事の選定につき書面審議にて理事・監事全員の同意を得て決議した
- 7月30日 第67回理事会 オンライン（ZOOMを使用）
 - I. 決議事項
 - 第1号 「学校法人の役員（理事・監事）、評議員及び会計監査人の損害賠償責任とその制限」の策定について
 - 第2号 「学校法人の監事の損害賠償責任とその制限」の取り扱いについて
 - 第3号 私立学校法上の「常勤の監事」の概念について
 - 第4号 『はじめてまなぶ学校法人の会計と監査（仮称）』の出版の承認について
 - 第5号 「監事のための学校法人会計基準のガイドライン」の策定と取り扱いについて
 - 第6号 「大学監査の意義～大学の価値向上に向けて」のとりまとめについて
- 10月9日 第68回理事会（決議事項提案書の発出自体無効。理事会は不存在。）
※ 専務理事が理事会決議事項提案書を発出したが、書面決議を行うこと自体無効であり、この決議は不存在である。
- 10月27日 第69回理事会（理事会は不存在）
※無効な書面決議に基づく次期会長選出の手続きを専務理事が画策したためのものであり、第68回同様、不存在である。
- 11月20日 第70回理事会（専務理事招集の理事会は不存在、会長招集の理事会は定足数に満たず不成立）
- 12月2日 第71回理事会 対面およびオンライン（ZOOMを使用）
 - I. 決議事項
 - 第1号 2026年度事業計画案の承認について
 - 第2号 2026年度予算案の承認について

第3号 第32回総会議事次第案について

理事会の承認決議なくかつ権限もないのに社員総会招集通知を発出して当法人に混乱を引き起こした専務理事に係る今般の事態を踏まえて、副会長が、本来予定していた議案の審議に先立って、専務理事の専務解職の件、就業規則第18条第7項に基づく事務局長の労働契約終了の件等についての緊急動議を提出した。審議した結果、出席理事全員の賛成により、承認可決（決議）された。

総会

- 3月12日 第31回総会 於：関西大学東京センター

I. 決議事項

- 第1号議案 本協会の2024年度事業報告の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の2024年度決算の承認に関する件
- 第3号議案 理事並びに監事の任期満了に伴う改選に関する件

II. 報告事項

- 第1号 「会計監査人の選任及び評価基準の策定に関する監事監査実施基準」への基準名の変更について

- 12月24日 第32回総会 於：関西大学東京センター

I. 決議事項

- 第1号議案 2026年度事業計画案の承認に関する件
- 第2号議案 2026年度予算案の承認に関する件

II. 報告事項

- 第1号 「学校法人の役員(理事・監事)、評議員及び会計監査人の損害賠償責任とその制限」について
- 第2号 「大学監査の意義～『大学の価値向上』に向けて」について

委員会

1. 企画委員会

- ・ 1月23日 第1回 於：中央大学駿河台キャンパス

協議事項

1. 監事のための学校法人会計基準のガイドラインの策定について
2. VFM監査のとりまとめについて
3. 私立学校法及び政省令の改正に伴う理事・監事・評議員の責任の範囲とそれへの対応について
4. 監査研修のプログラムについて

- ・ 3月 1日 第2回 於：中央大学駿河台キャンパス

協議事項

1. 監事のための学校法人会計基準のガイドラインの策定及び同テキストの作成について
 2. 私立学校法及び政省令の改正に伴う理事・監事・評議員の責任の範囲とそれへの対応について
 3. 大学価値の向上の意味及び常勤監事の常勤の内容について
 4. 監査研修のあり方について
- ・ 4月 3日 第3回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項
1. 新任役員のための学校法人会計基準のガイドラインの策定及び同テキストの作成について
 2. 中央教育審議会答申を受けての教学監査基準等の改訂について
 3. 私立学校法及び政省令の改正に伴う理事・監事・評議員の責任の範囲とそれへの対応について
 4. 「大学価値の向上」の意味について
 5. 常勤監事の常勤の内容について
 6. 監査研修のプログラムについて
- ・ 5月26日 第4回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項
1. 監事のための学校法人会計基準のガイドラインの策定及び同テキストの作成について
 2. 「大学価値の向上」の意味について
 3. 常勤監事の常勤の内容について
 4. 「大学監査の意義と行きつく道－大学の価値向上を目指して－」のとりまとめについて
- ・ 6月23日 第5回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項
1. 『新任役員のための学校法人会計のガイド（仮称）』のとりまとめについて
 2. 「監事のための学校法人会計基準のガイドライン（仮称）」の策定と取り扱いについて
 3. 「学校法人の役員（理事・監事）、評議員及び会計監査人の損害賠償責任とその制限」の策定について
 4. 「大学価値の向上」の意味について
 5. 常勤監事の常勤の概念について
 6. 「大学監査の意義と行きつく道－大学の価値向上を目指して－」のとりまとめについて
- ・ 7月21日 第6回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項
1. 『新任役員のための学校法人会計のガイド（仮称）』の作成の詳細について
 2. 「学校法人の役員（理事・監事）、評議員及び会計監査人の損害賠償

責任とその制限」の策定内容確認について

3. 「常勤監事の常勤の概念」の内容確認について

4. 「“大学の価値向上”の意味」の内容確認について

5. 「大学監査の意義—大学の価値向上に向けて」の内容確認について

- 9月 8日 第7回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項
 - 1. 予算編成と業績監査について
 - 2. 『新任役員のための学校法人会計のガイド（仮称）』の作成の詳細について
 - 3. 2026年度事業計画案の作成について
 - 4. 監事研修のプログラムについて
- 10月15日 第8回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項
 - 1. 『新任役員のための学校法人会計のガイド（仮称）』の作成の詳細について
 - 2. 『学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務』の一部改訂について
 - 3. 予算編成と業績監査について
 - 4. 監事監査研修のプログラムについて
 - 5. 2026年度事業計画の作成について
- 11月10日 第9回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項
 - 1. 『新任役員のための学校法人会計のガイド（仮称）』の作成の詳細について
 - 2. 学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務について
 - 3. 2026年度事業計画案の作成について

2. 教学監査分科会

- 4月 8日 第1回 於：中央大学後樂園キャンパス
協議事項
 - 1. 中央教育審議会答申を踏まえた教学監査基準及びチェックリスト等の改訂について
 - 2. 教学監査研究会議のあり方について

【事業計画書】（2025年度）

大学が社会の公器として、教育研究の質を担保し、社会へ貢献していくためには「大学法人の経営の体質改善を通じた質の向上」及びその質の向上に必要な「ガバナンス強化と意思決定プロセスの透明性の向上」が求められる。当協会は、設立の趣旨を踏まえ、監査を通して大学価値向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 「大学監査は、大学法人の価値向上のために存在する」という基本理念のもと、大学における監査概念の確立と大学法人への啓蒙活動を行う。
2. 大学監査並びに関連諸分野についての理論及び実務へ展開するための監査基準の確立と啓蒙活動を行う。中でも大学の教育の質的管理体制に関する教学監査については、そのガバナンス及びマネジメントについて評価する視点を明確にし、実務へ展開していく。
3. 監事・内部監査人の専門的能力の向上及び監査の質と実効性の向上、並びに会計監査人との三者間の情報共有、大学等の交流促進を図るため三様監査の位置づけを明確にする。加えて、監事、内部監査人、並びに会計監査人が、理事会、ひいては評議員会と情報を共有し、相互に連携することを通じた各機関の機能強化に向けた提言を行う。
4. 大学運営全般並びに監査に関する情報収集・調査研究を行うとともに、文部科学省等に対し政策提言できる組織体制を構築するとともに、インタラクティブな情報提供体制を充実させる。
5. 大学監査概念啓蒙活動のためのコミュニケーションルート拡大を行う。
6. 子法人を擁する大学法人グループにおけるガバナンスの強化に向け、グループ監査の位置付けやあり方を明確にし、実務へ展開する。

上記の基本方針を踏まえ、下記の2課題に取り組む。改めて言うまでもなく、大学は、社会的責任を果たす責務があることを自覚し、大学法人の価値向上のために大学監査が存在することを理解することが重要である。そのため、大学法人という組織の特性を踏まえ、大学に特化した監査を研究していく必要がある。本協会は、監査に関する基礎的な知識を提供するだけでなく、応用的、実践的な研究を行い、その成果を提起することの特徴とする。これまでの研究の成果をさらに発展させて2025年度の事業計画を推進することとする。

I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念・監査体系と監査手法の確立と啓蒙普及

II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念と監査手法の確立と啓蒙普及

大学監査の実施者は、主に監事と内部監査人に区分される。内部監査は、組織の活動状況や仕組みの調査を通して各大学の特性を把握し、そこに潜む問題点(リスク)を洗い出すことにより、大学組織自らが是正活動を行って組織を発展させることを促すために行われる。監事監査はこれに加え大学における不適切な意思決定及び業務執行を適時に是正することが求められる。また令和5年の私立学校法の改正により、文部科学大臣所轄学校法人には会計監査人の設置が義務づけられ、公認会計士監査が私立学校法上の制度として位置づけられるに至った。なお、公認会計士監査は監査基準（令和2年11月6日改正 企業会計審議会）に準拠して独立した立場から財務諸表の適正性を保証するために行われるものである。

大学における監査概念形成に関する基礎研究を一層進めて概念を明確化するとともに、これに基づいて具体的な監査手法を確立させ、各大学に啓蒙普及させていく。

大学監査の機能を1. 経営監査、2. 財務監査、3. 教学監査、4. 業務監査の四機能に分類し、これらの概念及び手法の確立を継続して行うとともに、当協会が策定してきた各種研究結果

を体系的観点から見直すものとする。令和5年私立学校法の改正と令和6年における関係省令の改正に伴い、本協会は、これに対応した基準等の改訂及びガイドライン・指針等の新規作成を行ってきた。これらの利用状況に照らし、既存の基準等の改訂又は新規基準等の作成が必要となることも予想される。さらに、関連団体や文部科学省と協力し、統合的な大学ガバナンスコードの策定を進める必要がある。したがって、統括・調整する組織である企画委員会を中心に、大学監査の現状を把握するとともに、大学監査の概念並びに監査手法の体系の確立に向けて、前年度に引き続き協議を進める。このほか、調査研究機能を生かして大学監査の視点から大学価値向上に向けた提言等を行う。

1. 大学監査の機能

1-1 経営監査機能

- (1) 大学法人に求められるガバナンス機能・内部統制機能、マネジメントシステムの評価視点について各分科会において検討する。当該検討結果に基づき大学法人における監事監査・内部監査に関するツール(基準、マニュアル、計画、調書、チェックリスト)の開発・改良と実用化を図る方策を研究する。
- (2) ガバナンス機能の目的は、大学経営の適切性を確保することにあるが、そのためには、大学の経営者や組織運営の責任者が具備しなければならない資質を評価することも必要である。したがって、監査対象には、経営者に求められる特性を把握し、その特性を補完・育成する仕組みを組織の中に構築できているかを確認する機能をも含むものである。これらの要素を明らかにするための研究を行う。
- (3) 内部統制機能は、経営者が組織目的達成のために組織内におけるすべての業務に組み込まれているプロセスである。内部統制の意味と役割を明確にし、内部統制を有効に機能させるための視点と内部統制に対する監査視点について研究する。
- (4) 少子化、国際化、法令改正等、大学法人を取り巻く環境変化への対応は、大学法人にとって喫緊の課題である。大学法人の経営においては、これらの課題に対する経営者・教学部門責任者の意識の向上が不可欠でありその対応方策等について研究する。
- (5) これらは、大学そのものが持つ特性と各大学が持つ個別の特性を踏まえたも(9)のである必要があり、その類型化に関する研究を行う。

1-2 財務監査機能

大学における財務領域に関する監査は、監事による財産の状況監査及び計算書類の作成プロセスに関する理事の業務執行に関する監査、及び内部監査に大別される。また、令和5年私立学校法の改正に伴い、会計監査人制度が導入され、学校法人会計基準の根拠法が私立学校法に移行された。

これからの大学に求められる戦略的経営においては、財務上のリスクをコントロールしながら、作成された財務情報を十分活用していくことが不可欠である。そのためには、適正な財務情報が適時に提供される体制が必要であり、これを支援する財務監査機能のあるべき姿について研究を行う。

1-3 教学監査機能

教学監査は、教学部門を対象とした教学ガバナンスと内部質保証マネジメントを含む教学マネジメントシステムに関する評価である。これらの監査対象は、いずれも教育研究を取り巻く組織であるが、教育研究の内容ではなくガバナンス及びマネジメントシステムである。教学監

査は、大学そのものが持つ特性と個々の大学が持つ特性を踏まえる必要があることから、その類型化に関する研究を行う。

多岐にわたる大学法人の業務のうち、その主たる業務である教学業務をサブマネジメントシステムの単位に分割して体系化を行い、各マネジメントシステム単位でシステムの評価＝監査ができるようにする必要がある。また、内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、大学法人組織全体のシステムとしてとらえ、マネジメントシステムとしての評価の必要がある。また、自己点検・評価、第三者評価に関する対応状況も教学監査の一環としてとらえる必要があり、このための研究をさらに進める。

1－4 業務監査機能

大学法人においては、教学業務以外にも様々な業務が存在する。これらの業務を**適正性・有効性・効率性・経済性・倫理性の視点から**リスクマネジメントの態勢、業務運用の適切性、業務に組み込まれている内部統制の有効性等について評価していく必要がある。このための監査視点・監査手法等について調査研究を行い、経営に資する監査手法の確立を目指すための研究を行う。また、令和5年私立学校法の下では、監事、会計監査人に子法人調査権が付与された。大学法人のなかには子法人を擁するものも少なくないことから、かかる権限行使やグループ内部統制等を通じたグループ監査のあり方を検討するための研究を行う。

2. 委員会・分科会

上記機能を発揮させ、大学監査体系としてとりまとめるため、以下の**加盟組織・個人及び有識者**からなる委員会・分科会を設置する。

2－1 企画委員会

- (1) 法改正への対応として、当協会の事業運営のあり方並びに大学監査機能の基本的考え方の改訂等を協議し、その結果を理事会に提示する。
- (2) 各種委員会の検討内容の方向性について当協会の基本方針や理事会等の決議を基に調整を行うとともに、各研究会議及び研究会における企画内容についても検討を行う。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。
- (3) これまで本協会が策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等の見直しの要否を検討し、各分科会等に改訂を依頼する。また、これらの基準等の普及を促進するための方策を検討する。
- (4) 大学法人を取り巻く各種法令と法人ガバナンス及び教学ガバナンスとの関係性について調査研究を行う。
- (5) 監査効率並びに監査品質の向上を目的に、独立監査人・監事・内部監査人が連携する三様監査のあり方、制度上の問題点等について検討する。
- (6) 大学を取り巻く環境変化とリスク、各種法令と法人ガバナンス・教学ガバナンス上の関係性についての研究を行う。
- (7) 次年度の事業計画案を策定する。

上記計画は、内容により年次計画を作成して進める。

2－2 内部統制分科会

- (1) 組織目的を達成するために業務に組み込まれている内部統制機能は、必ずしもその役割・必要性等が教職員にまで十分に理解されているとは言えない状況にある。内部統制の概念が

経営者を含む大学法人全体へ浸透するよう、内部統制基準及び内部統制監査チェックリストの普及について検討する。

- (2) 大学法人が自らの価値を向上させ、社会へ貢献していくためには、大学法人は、大学間並びに社会での自らのポジショニングを的確に把握しなければならない。そのために必要不可欠な IR (Institutional Research) 機能とリスクマネジメント機能及びこれらの体制を支えるためのマネジメントシステムには、信頼性の高い内部統制システムの構築が必要である。これらのシステムの適切な構築と監査視点に関する研究を進め、監査実務に直結するチェックリストを策定する。
- (3) 監事は、会計監査人の監査の方法と結果の評価の一環として、学校法人の内部統制に対する会計監査人の見解を聴取しなければならない。監事による会計監査人監査の評価の実効性を高めるため、令和5年私立学校法の改正を受け策定された「会計監査人の選定及び会計監査人による会計監査等に関する監事監査実施基準」、「監事と会計監査人との連携に関する実務指針」等の普及について検討する。

2-3 内部監査分科会

- (1) 内部監査担当者の技術並びに内部監査の有効性向上のために、大学法人の実情に即した内部監査力向上のためのプログラムの開発及び改善・進化を図るとともにその普及活動を行う。
- (2) 内部監査は、大学法人及び大学組織の業務を組織から独立した立場で客観的な視点により確認する行為である。このため内部監査人に求められる監査知識・スキルの普及活動を行う。
- (3) 令和5年私立学校法の改正と関係省令の公布に伴い改訂された「大学の内部監査基準」の利用促進の方策について検討する。

2-4 教学監査分科会

- (1) 教学監査は、大学法人が設置した大学の管理運営状況を監査する実務体系である。このため教学ガバナンス・教学マネジメントシステム、教学部門における内部統制の構築状況について監査を行うために策定した教学監査チェックリストの点検・見直しを行うとともにその普及を促進する。
- (2) 内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、マネジメントシステム監査の視点からその評価基準等の確立と普及に努める。

2-5 監事監査分科会

- (1) 監事は大学法人のガバナンスの中核的担い手であり、三様監査におけるリーダーとしての役割を果たさなければならない。監事はその職責を十分果たせるよう学校法人監事監査基準等などの見直しを行う。特に、令和5年の私立学校法改正及び関係省令の公布に伴い、これに対応するために必要なガイドライン、指針等を整備、改訂してきたが、それらの利用状況に照らし、さらなる改訂や新規指針等の策定の必要性を検討する。
- (2) 私立学校法は、監事の職務として学校法人の業務を監査するものとしているが、この記載だけでは何をどこまでやれば
監事としての職責を果たしたことになるのかが明確ではない。監事が実施すべき業務監査のあり方を検討し、またそれが実行可能となるよう知識・スキルの普及を図る。
- (3) 令和5年私立学校法では、監事は、従来の理事の業務執行の状況の監査だけでなく、会計監査人の監査の相当性の評価や評議員会に提出する議案の調査、評議員会の要請に基づく理

事の業務執行に対する差止請求権の行使等の職務が追加されている。同法や関係省令、さらにはこれらに関連する本協会が策定した基準やガイドライン・指針等を検討し、監事が他の機関との協働の下で自己の職責を果たすことができるようにするための知見を提供する。

II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

大学監査の一層の充実に目的に、①企画委員会・分科会での最新の研究成果の公表と意見聴取、②監査基準・監査手法に関する情報提供、③大学を取り巻く諸課題と大学運営に関する情報提供、及び④内部監査人・監事が承知しておくべき監査課題事項、⑤教育関係法令・行政関連事項の情報提供・問題提起の場として、主として会員校の監事、内部監査人、理事・管理者、会計監査人を対象として以下に列挙したような研究会議を開催する。

1. 監査課題研究会議

(1) 企画委員会・分科会での最新の研究成果の公表と意見聴取

監査に関する研究は、職業的専門家である公認会計士監査（財務諸表監査）に関するものが中心であり、業務監査に対する研究は十分とはいえない。特に、学校法人の業務監査については、ほとんど研究されてこなかったのが実情である。当協会では、大学の特性に適合した業務監査という視点からその概念形成・監査基準等の策定を進めているが、その最新の研究成果を公表し、大学現場の意見を聴取する場として研究会議を開催する。

(2) 監査基準・監査手法に関する情報提供

大学監査機能とは、経営部門の意思決定プロセス及び教学を含む大学法人全般の業務執行を対象とする監査機能であり、監事及び内部監査人はその課せられた責任を十分果たし、これを遂行することが求められる。このため監事・内部監査人を対象に、監査の方法論並びに実務上の留意点等、監査業務に関する必要な知識の修得、会計監査人の監査の相当性の評価、会計監査人と監事・内部監査人との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として研究会議を開催する。

(3) 大学を取り巻く諸課題と大学運営に関する情報提供

大学は、学校関係法令以外にも様々な法令等によって規制されている。また、社会の大きな変化についても把握しておく必要がある。これら大学運営に影響する様々な状況変化に対し大学は機敏に対応していかななくてはならないが、監査人もこれらの諸課題の本質的な把握と問題意識を高められるよう問題提起を行う必要がある。このための研究会議を随時開催する。

(4) ガバナンス及びマネジメントに関する情報提供

大学が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営のあり方（ガバナンスのあり方、マネジメントシステムの構築その他）を確立させる必要がある。本会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、大学法人の経営体質の改善を目的として、大学法人の組織と監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方について、先進的な大学等における事例やリスクマネジメント等の視点から討議し、法人及び大学のガバナンス及びマネジメントの強化に資することを目的として研究会議を開催する。加えて、研究会議では統合的な大学ガバナンスコードの策定に向け、これまで培われてきた大学法人ガバナンス及びマネジメントのベストプラクティスと残された課題を抽出し、検討する。

2. 教学監査研究会議

本研究会議は、大学における内部質保証並びに教育研究を取り巻く周辺業務の信頼性向上のため、教学監査の概念と実務の正しい理解をコンセプトに、教学監査分科会の研究成果に基づいて教学監査の意味と目的を検討し、現在策定している教学業務監査の基準並びに内部質保証マネジメントシステムに関する監査の基準及び手法をさらに発展・深化・普及させるため研究会議を開催する。

3. 内部監査研究会議

本研究会議は、内部監査担当者並びに監事スタッフを対象に、①内部監査担当者に求められる資質の醸成、②内部監査の理論及び手法の体系的教育、③内部監査実務への展開方法、④内部監査人として承知しておくべき重要課題の把握等に関する知識・スキルの高度化を目的に開催する。併せて、本協会が作成した大学内部監査の枠組みである内部監査基準、チェックリスト等について普及させることにより、個々の内部監査担当者等の知識・スキルの底上げも図る。このほか、内部監査人に求められる監査知識と手法を基礎から身につけるプログラムの充実を図るとともに、「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成のために、一定の体系に基づく研修プログラムを作成する。

4. 監事監査に必要な基礎知識習得のための研修

監査の目的を達成するためには、あるべき姿と現実とのギャップを認識し、ギャップ解消のために有益な改善案を提示することが求められる。いかなる業務であっても、あるべき姿を提示できる監査人となるためには、内部統制、ガバナンス、リスクマネジメントといった基本的概念の理解が不可欠である。また、全ての監事や内部監査人が大学内でキャリアを重ねてきたわけではないため、私立学校法や関係する省令、学校法人会計基準等に必ずしも精通していない場合も考えられるが、これらの知識なしで有効な監査を行うことはできない。

より高いレベルの監査を行うために必要な知識を体系的に提供し、有効かつ効率的な監査が実施できるよう研修会を開催する。

活動の概況

1. 改正私立学校法への実務対応と内部統制の構築

- **内部統制システムの再整備**：2025 年 4 月の改正法施行に向け、形式的な規程整備にとどまらず、公的研究費の不正防止といった既存の仕組みとの整合性を図り、法人運営の高度化に資する実質的な課題認識を優先することが重要とされました。
- **監事の権限と責任の強化**：改正法により、監事には会計監査人候補の評価基準設定や選任議案の決定権、子法人に対する調査権限などが新たに付与されました。また、任務を怠った際の損害賠償責任についても、善管注意義務の観点からより厳格に問われる法構造となっています。
- **ガバナンスの「実質化」**：役員の不祥事防止のためには、改正法の要件（外部理事の選任や兼職禁止など）を満たすだけでなく、大学ガバナンス・コードの趣旨を共有し、評議員会による監視・監督機能を実効性のあるものにすることが求められています。

2. 教学監査における「攻めのガバナンス」と PDCA

- 「攻めのガバナンス」の定義：不祥事防止等の「守り」に対し、大学の価値向上や継続的発展のために「すべきことをする」仕組みや文化を醸成することと定義されました。
- 正しい PDCA サイクルの浸透：多くの大学で PDCA が誤解されており、特に「Plan（ゴール設定と測定指標の決定）」と「Action（改善）」が不十分であると指摘されました。監事や内部監査人が正しい PDCA を理解し、現場を評価・指導することが不可欠です。
- 「知の総和」向上への対応：中央教育審議会の答申を踏まえ、教育研究の質を高度化し、学生が主体的・自律的に学修できる環境を構築するための教学監査の重要性が再認識されました。

3. 会計基準の改正と財務報告の透明性

- ステークホルダーへの情報開示：改正学校法人会計基準（2025 年度適用）では、目的が「補助金行政のため」から「ステークホルダーへの情報開示」へとシフトしました。セグメント情報の記載や引当金の計上範囲拡大など、より透明性の高い財務報告が求められます。
- 会計監査人との連携：会計監査人の設置義務化に伴い、監事はその監査方法と結果を評価し、業務監査を通じて得た不正の懸念をリアルタイムで共有するなど、会計監査人と密に連携する役割を担います。

4. 大学経営の将来課題と IT ガバナンス

- 戦略的な大学間連携：少子化による定員割れが進む中、単なる救済措置ではない「世界と戦うため」あるいは「生き残るため」の前向きな統合・連携の在り方が検討されました。
- IT ガバナンスの構築：理事が IT 戦略を策定し、監事や内部監査部門がその運用状況やリスク（データ利活用、社会的責任等）をチェックする体制の必要性が示されました。

5. 監事監査計画の立案における留意点

- 監査報告書を見据えた計画：適切な意見表明を行うため、計画段階から報告書の文言を明確にし、それに必要な監査手続を逆算して立案する必要があります。
- スケジュールの管理：会計監査人制度の導入により決算スケジュールが従来と大幅に変わるため、遺漏のない監査日程の確保が重要です。

会議、研究会並びに研修会等

- ・ 1月14日 監査課題研究会議
～大学ガバナンスの構築に向けて監事の果たす役割～
講師 植草茂樹（公認会計士）
- ・ 1月24日 教学監査研究会議
～大学経営の目的達成のために必要な攻めのガバナンスと守りのガバナンス—守りのガバナンスが主軸の会計監査と攻めのガバナンスが主軸の教学監査～
講師 安岡高志（帝京大学高等教育開発センター長・教授）
- ・ 1月30日 監査課題研究会議
～改正私立学校法、改正学校法人会計基準に対応した監査実務のありよう～
講師 奈尾光浩（公認会計士）
- ・ 3月10日 監査課題研究会議
～大学の不祥事と大学ガバナンス改革の課題—改正私立学校法は何を目指しているのか～
講師 川島いづみ（早稲田大学法学部教授）
- ・ 3月28日 監査課題研究会議
～改正私立学校法及び改正学校法人会計基準に関する実務上の課題とそれへの対応～
講師 奈尾 光浩（公認会計士）
- ・ 4月16日 教学監査研究会議
～「知の総和」向上に対応する教学監査とは～
講師 牧野光則（中央大学理工学部教授）
- ・ 4月22日 内部監査研究会議
～大学におけるITガバナンスと監査—内部監査に求められる役割～
講師 島田裕次（東洋大学工業技術研究所客員研究員 元総合情報学部教授）
- ・ 5月29日 監査課題研究会議
～不祥事の発生を予防するために必要な内部統制システムの運用評価～
講師 奈尾光浩（公認会計士）
- ・ 6月13日 監査課題研究会議
～内部統制システムの構築や学校法人会計基準の改正を受けて、今年度の監査はどのように対応したらよいか～

講師 植草茂樹（公認会計士）

- 6月18日 教学監査研究会議
～教学監査を有効に行うための明確な目標設定とPDCAサイクル～
講師 安岡高志（帝京大学高等教育開発センター長・教授）
- 6月26日 監査課題研究会議
～これからの監事監査に必要な学校法人会計の知識～
講師 奈尾光浩（公認会計士）
- 7月 7日 監査課題研究会議
～私立学校法及び附属法令の改正に伴う役員（理事及び監事）、評議員及び会計監査人の責任の変化と対応－損害賠償責任及びその制限～
講師 佐藤信行（中央大学法学部教授・副学長）
- 7月22日 監査課題研究会議
～大学ガバナンスの課題解決とさらなる向上に向けて－大学ガバナンスコードの活用を通じた大学ガバナンスの在り方～
講師 尾形 祥（早稲田大学法学部教授）
- 7月29日 教学監査研究会議
～改正私立学校法・『知の総和答申』を踏まえた教学監査の価値認識と活用～
講師 牧野光則（中央大学理工学部教授）
- 8月 5日 監査課題研究会議
～監事監査業務におけるリスクマネジメント～
講師 奈尾光浩（公認会計士）
- 9月 4日 監査課題研究会議
～監事監査の機能強化－大学価値向上のために必要な監事監査のあり方～
講師 奈尾光浩（公認会計士）
- 9月16日 監査課題研究会議
～大学ガバナンス改革に監査はいかに光を当てられるか－IRの有効な使いこなしをもって教学監査を～
講師 福島真司（大正大学エンロールメント・マネジメント研究所長・教授）
- 10月 1日 監査課題研究会議
～大学ガバナンス改革の実践－大学ガバナンスコードの遵守状況の開

示を手掛かりに一～

講師 川島いづみ（早稲田大学法学部教授）

- ・ 10月15日 教学監査研究会議
～実質的な教育の質保証が問われる次期認証評価に対する PDCA サイクルのあり方～
講師 安岡高志（帝京大学高等教育開発センター長・教授）
- ・ 10月30日 監査課題研究会議
～監事が実施すべき内部統制の有効性評価～
講師 奈尾光浩（公認会計士）
- ・ 11月 6日 監査課題研究会議
～予防監査の要となる会計検査院の3E検査に学ぶ大学法人における業績監査の視点～
講師 東 信男（会計検査院国際業務室国際第9係長）
- ・ 11月21日 監査課題研究会議
～環境変化に対応するために必要な監査の本質の理解ー監事による会計監査人の方法と結果の評価～
講師 奈尾光浩（公認会計士）
- ・ 11月28日 内部監査研究会議
～補助金等の管理・監査に関する会計検査院の視点ー最近の検査報告の概要を通して～
講師 疋田知和（会計検査院）
- ・ 12月 3日 監査課題研究会議
～会計監査人制度創設と内部統制システムの構築に係る課題とその解決方法ー大学監査協会からの公表物の解説とそれを通して監査課題の発見～
講師 青木志帆（東京大学経営企画部GX推進課長・IRデータ室福井室長）
講師 奈尾 光浩（公認会計士）
- ・ 12月16日 監査課題研究会議
～監事の職務と職務遂行における善管注意義務の履行をめぐってー監事監査の観点から～
講師 尾崎安央（早稲田大学法学部教授）

刊行物

- ・ なし 「大学監査協会ニュース No.17（未完）」

【基準類】

- ・なし

【研究成果】

- ・「学校法人の役員（理事・監事）、評議員及び会計監査人の損害賠償責任とその制限」の策定
- ・「私立学校法上の「常勤の監事」の概念」の策定
- ・「大学監査の意義～「大学の価値向上」に向けて」の策定

【会員の増減】

入・退会の状況

区 分	2025年度会員	入 会	退 会
法 人	148	4	17
個 人	17	2	3
計	163	6	20

【2025年度 役員名簿】

代表理事（会長）	山 田 清 志	（元東海大学学長）
理事（副会長）	八 田 英 二	（学校法人同志社 総長・理事長）
理事（副会長）	松 藤 千 弥	（東京慈恵会医科大学学長）
理 事	明 石 勝 也	（学校法人聖マリアンナ医科大学 理事長）
理 事	アガスティン サリ	（学校法人上智学院 理事長）
理 事	安 藤 徹	（龍谷大学学長）
理 事	新 井 英 夫	（学校法人松山大学 理事長）
理 事	大 谷 哲 夫	（元駒澤大学総長）
理 事	河 合 久	（中央大学学長）
理 事	木 南 英 紀	（順天堂大学学長特別補佐） 12 月 12 日辞任
理 事	重 松 博 之	（元会計検査院長）
理 事	芝 井 敬 司	（学校法人関西大学 理事長）
理 事	田 中 愛 治	（早稲田大学総長） 11 月 17 日辞任
理 事	広 瀬 裕 樹	（学校法人愛知大学 理事長・学長）
理 事	吉 岡 俊 正	（東都大学学長）
理事（専務理事）	赤 坂 雄 一	（当協会事務局長） 12 月 2 日専務理事解任 12 月 31 日理事辞任
監 事	大田原 真 美	（民間外交推進協会） 12 月 5 日辞任
監 事	松 本 香	（公認会計士） 12 月 5 日辞任

【2025年度 役員の異動についての補足】

（1）任期満了に伴う改選（3月）

- 3 月 1 2 日 総会において理事並びに監事の任期満了に伴う改選（理事 16 人、監事 2 人を重任）
- ・理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（2026 年度）に関する定時総会（2027 年 3 月末までに開催される定時総会）の終結まで
 - ・監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（2028 年度）に関する定時総会（2029 年 3 月末までに開催される定時総会）の終結まで
- 3 月 2 2 日 理事会の書面決議により、山田清志会長、八田英二副会長、松藤千弥副会長、赤坂雄一専務理事を、理事の中から選任

（2）赤坂雄一氏関係（12 月）

- 1 2 月 2 日 理事会の決議により、赤坂雄一 専務理事を解任 ※2 ⇒役職のない理事となる
これに伴い就業規則第 1 8 条 7 項に基づき、事務局長としての労働契約も同日付で終了
- 1 2 月 3 1 日 赤坂雄一理事が、理事（役職のない理事）を辞任 ※5
（1 2 月 3 1 日をもって辞任する旨の辞任届を 1 1 月 2 8 日付で提出）

（3）監事の辞任（12 月）

- 1 2 月 5 日 大田原真美 監事と 松本香 監事が辞任（辞任届提出）※3
- ・定款第 1 9 条に規定する「監事は 2 名以内」の定数に足りなくなるため、定款第 2 4 条の規定に基づき、「辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお、監事としての権利義務を有する」こととなった

【委員会等委員名簿】

・企画委員会

委員長	百合野 正 博	同志社 監事
委 員	佐 藤 信 行	中央大学 副学長 法科大学院教授
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	牧 野 光 則	中央大学 理工学部教授
〃	宮 田 永 生	統計科学研究所 事務局長

・内部統制分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 名誉教授
委 員	伊 藤 靖 史	同志社大学 法学部教授
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	尾 形 祥	早稲田大学 法学学術院教授
〃	河 村 賢 治	立教大学 法学部教授
〃	道 野 真 弘	近畿大学 法学部 教授

・教学監査分科会

主 査	牧 野 光 則	中央大学 理工学部教授
委 員	倉 部 真由美	法政大学 法学部教授
〃	高 田 晴 仁	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授
〃	辻 由 紀	東海大学 政治経済学部 政治学科教授
〃	安 岡 高 志	帝京大学高等教育開発センター長

・監事監査分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 名誉教授
委 員	安 達 勉	元実践女子大学 常勤監事
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	武 田 典 浩	国士舘大学 法学部教授
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士

・監事監査事案研究プロジェクトチーム

主 査	百合野 正 博	同志社 監事
委 員	安 達 勉	元実践女子大学 常勤監事
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	武 田 典 浩	国士舘大学 法学部教授
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	宮 田 永 生	統計科学研究所 事務局長
〃	安 岡 高 志	帝京大学高等教育開発センター長